

大字別	区分	世帯数	男	女	計	転出	転入	出生	死亡
赤馬場		509	1,101	1,286	2,387	10	5	3	0
中原		315	848	894	1,742	4	2	3	2
満願寺		553	1,360	1,489	2,849	5	13	3	1
計		1,377	3,309	3,669	6,978	19	20	9	3

1. お互いがあいさつをかわしましょう
2. 村内を美しくしましょう
3. この村から暴力を追放しましょう

六角の殿堂

瀬の本のバスセンター落成

八月二十一日、三愛観
光瀬の本バスセンター及
びレストハウス落成のレ
セプションが、新涼の瀬

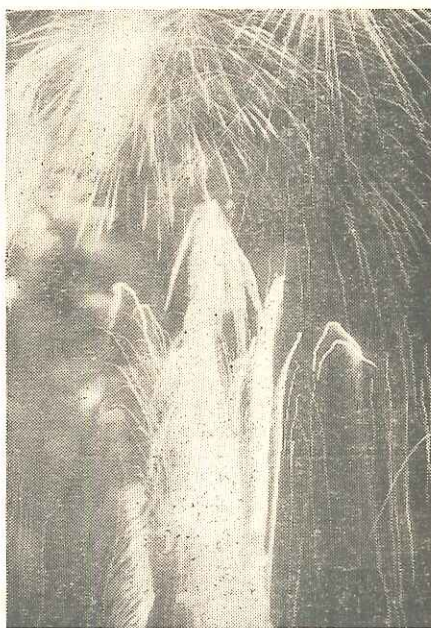
いさつ、祝辞の
に移りました。

行事も花を添えました。
真つ赤な太陽が山波の

かなたに姿を没し、夕風が肌に涼味をさそう頃から、花火大会が始められ満天の夜空に光が乱舞し詰めかけた一万人余の観衆を魅了しました。



市村社長の介添でテープにハサミを入れる寺本知事令嬢



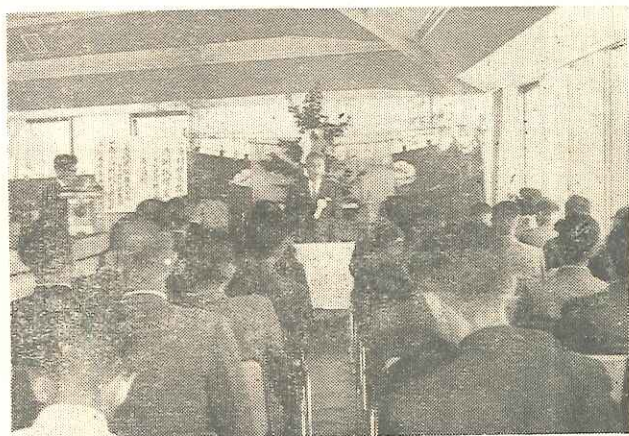
高原の夜空に光の饗宴



満天の夜空に乱舞する花火



あいさつをする市村社長



祝辞をのべる村長



祝辞をのべる寺本知事

すぎこし方をかえり見て

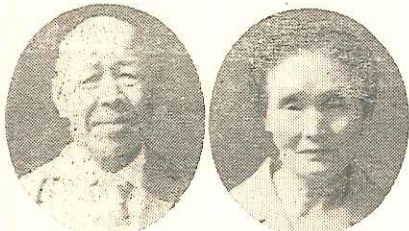
感慨もあらた五十年

「人生五十年」の格言も
今は昔、その五十年の長い歳月を、夫婦して、助けあい、励ましあつて力強く生きてこられ、こ年晴れの金婚式を迎えられた七組の方々には、「明治は遠くなりけり」と言はれるその明治に生を受け、大正四年に結婚式を挙げられた方々です。五十年の長い人生航路には、雨あり、風あり、また嵐の日もあつたことでしょう。花も嵐も踏みこえて、生きぬいてこられた、この七組の方々に、心からお祝いの言葉をのべたいと思います。

おめでとう金婚式………
これからもどうぞお元気で



淵 一 夫 夫妻



桑原是伊夫妻



佐藤 寿市 夫妻



桑原 德夫妻



穴井 荒熊 夫妻



佐藤笑吾夫妻



小関 常夫 夫妻

乳幼児健診の結果から

当日は医師二名、助産婦五名で担当、身長、体重、発育良好な赤ちゃんを表彰しました。

乳児の部
赤ちゃん
住所
保護者

一等 松崎竜雄 市原上町二 美晴

一等 高村さゆみ 高花 史郎

A circular portrait of a young woman with dark hair, looking slightly to the right. The image is a black and white photograph with a grainy texture.

二 等	黒岩久男	黒川	邦寿
上条純子	中杉田	巖	
三 等	井高寛	市原上町	安之
田中ひとみ	鬼淵	経則	
中嶋菊	中原滝下	久幸	

一等 松崎恭子 市原下町 公之



二 等	城塚加津美	湯田上	次男
三 等	北里克明	黒原	良武
三 等	佐藤克則	赤馬場	輝夫

標準に達した者は二十数名で殆んどの者が標準以下である。

これは一般に離乳の時期が遅すぎるためである。

又出産後でも気付かぬまま妊娠する恐れがありますので出産後の母体には充分気を付けるよう」と全体的な注意がされた。

お知らせ!!

(イ) 一般住民検診
日時 九月六日～九月十日
場所 村内各地
検診内容 レントゲン撮影、血圧測定及び健康相談(四十才以上)
対象者 一般住民で小中

しくは施設の長または市町村長の行う健康診断を受けなければならない」(結核予防法)と受診義務の旨もはっきり定めてありますが健診の真の意を理解し家族全員が受診するようお願いします。

高學生と就学前の
 乳幼児を除く。
 成人病検診
 (口)
 日時 九月七日、九月十
 一日

昨年の受診率は二十七
 四%に終り、ところに
 よつては甚だしく少ない
 所もあり、阿蘇郡各町村
 の平均を大きく割つてお

場所 村内各地
 検診内容 一般診察及び精密検査
 対象者 四十才以上の者
 で一般住民検診の際、高血圧及び低血圧若しくは健康相談により診察の必要があると認められる者。

ります。
 熊本県の受診率は他府県に劣り、また阿蘇郡の受診率は他市郡に劣つてゐるのが現状です。
 簡単に済ませる健診です。
 洩れなく進んで受診ください。

一、日本脳炎が發生

夏の恐しい伝染病、日本脳炎が発生しました。去る八月十三日中原の一老人が発病し十九日に死亡しました。

高熱とともに下痢、はきけなどを、もおし発病者の二十～五十%は死亡十五～二十%の人たちは手足のマヒ、言語、知能

また本県は「日本脳炎流行危険地域」となつており流行の方もまだまだおとろえを見せておりませんので、日本脳炎ビールスを媒介するコガタアカスを媒介するコガタアカ

おそろしい伝染病です。昨年、三十三年以来の大流行でありましたが、今年はさらに昨年の二倍位に達しています。

イエカの駆除を徹底的に行うようお願いします。また年令を問わず成人者にも多数発生しております。

ールスが蚊によつて媒介される伝染病で体力の弱つてゐる人がビールスを持った蚊にさゝれると発病、三十九度〜四十度の

今後予防接種が実施される際には必ず受けると共に予防接種を受けていない人は特に注意するようお願いいたします。

空から見た農薬撒布

実施面積は四六四町四反

最近、農家の人手不足を補う意味と、期日を同じくして行うことによる効果面などのことから、ヘリコプターによる水稻の航空防除が年々盛んになり、今年は全国の水田面積の三分の一が航空防除を行ったと伝えられています。

前十時四十七分まで約五時間余り実施しました。

ヘリコプターは、西日本空輸株式会社、全日本空輸、関機エアラインズ、阪急航空の四社、各一機ずつの計四機でした。

徹布面積は、はじめの計画面積四四三町四反に対し、実施面積は四六四

当村でも、県の指導の下に、かねての計画にもとずいて、八月十四日午前五時二十八分より、午町四反で、計画を二町上まわりました。この航空防除は、はじめてのことであり特に山

間地である本村で、うまく撒布できるかどうか心配されましたが、ますますの成績であつたと思います。

一 反あたりナツ
 ク水銀粉剤二、
 五キログラムで
 一八六円三十銭
 撤布する経費一
 二五円で合計三
 一一円三十銭で
 した。

実施の効果については
今後調査、検討を加え改
めておしらせしたいと思
います。

じつくり研究して見たい
と思つております。

航空防除について、お
気付きの点がありました

計画の途中から実施後から今後とも承わりたいと思いますのでお寄せください。

經濟課

狩猟者講習会のお知らせ

熊本県では、九月七日午後一時から小国中学校家事室において、昭和四十年度の狩猟者講習会を開きます。

持参品 写真一枚（タテ四センチ

印鑑
受講料
五百円



農業センサスから見た南小国村

(T.M.生)

は一九町三反九畝歩と二倍半強という伸びを示しています。

畑については三十五年の一四九町九反五畝歩に對して、一四〇町三反四畝歩と減少していますが、これは焼畑の耕作面積が少なくなつたものと考えられます。

来月の広報には借入地、自小作別農家機械台数、保有山林面積、雇用労働、林業収入と農産物収入との関係等を掲載します。

役場企画課統計係

お知らせ

農地報奨金の支給について

今回農地被買収者農地改革で農地を買収された者、またはその遺族、一般承継人等に対する給付金の支給に関する法律が施行され昭和四十年八月二十日より昭和四十二年三月三十一日までに、請求手続を終らねばならぬことになっております。役場に、おきましては買収当時の資料の整備を急いでおりますが、次のことにつきまして、あらかじめ、ご承知おきください。

一、農地の買収当時、国税法により、農地を物納された分及び開拓地未墾地、原野、農業施設(宅地建物等)の買収分に対しては法律上支給しないことになっております。

二、南小国村内の農地(田畑のみ)を買収された南小国村に居住されているものに、対しては役場に資料及び名簿があり、後日、各被買収者に通知を出し、お集り願ひ給付金の請求要領等の説明会を開くことにしています。

三、南小国村内に居住しているが、南小国村外で農地を買収された者に対しては、資料及び名簿がないため、説明会の通知が出来ませんので、請求手続等につきましては役場経済課にお尋ねください。

四、農地を買収されたがその人が同時に農地の売渡(開放)を受けた場合は其の買収面積から売渡を受けた面積を差し引いた面積となります。五、不在地主として、買収された者に対しては南小国村以外に居住しているため、通知しませんが、親族または知人よりお知らせされることをおすゝめ致します。

六、給付金の額は表の通りです。畑の面積は六割換算です。

(反未満は切捨てる)給付金額早見表 単位 千円

反町	0	1	2	3	4	5	6	7	8	9
0	0又は10	20	40	60	80	100	120	140	160	180
1	200	210	220	230	240	250	260	270	280	290
2	300	306	312	318	324	330	336	342	348	354
3	360	362	364	366	368	370	372	374	376	378
4	380	382	384	386	388	390	392	394	396	398
5	400	402	404	406	408	410	412	414	416	418
35	1,000	—	—	—	—	—	—	—	—	—

※ 1畝以上、1反未満は1率に1万円を支給する。

結核と主婦

かつて国民病と言われて患者数も著しく減少した結核も近年医学の進歩でまいました。しかし現在なお結核でと公衆衛生の向上によつ

暗い毎日を送つておられる方が全国で約二百万人にのぼり、しかもこれらの中には生活に恵まれない、いわゆる低所得者層のかたが多いのでございます。

私共はこうした現実を考えますときに社会保障の充実をはじめ積極的なその対策の必要性を痛感致すのでございます。

そのためには患者や主治医をはじめ、患者の家族、行政機関と住民が一体となり、共同責任においてその解決に努力しなければならぬことは申すまでもありません。

なかでも家庭の主婦のかたの深い理解と美しい協力が結核の予防はもとより、あらゆる健康の問題を解決し将来の幸福を確保するうえに果たす役割は誠に大なるものがあると思うのでございます。

主婦がはじめ家族全員がその予防たる住民レントゲン検診を受診するようお願いいたします。

戸籍明暗

(明)				(暗)			
氏名	部落	出生年月日		氏名	部落	死亡年月日	
竹部武男ちゃん	白川	6月2日		平野テイさん	田の原	7月2日	
佐藤勇二ちゃん	動目木	6月29日		北里タメさん	滝下	7月11日	
中村美加ちゃん	甲の瀬	6月29日		田浦明治さん	本町	7月15日	
清高啓介ちゃん	上町二	7月1日					
山本光代ちゃん	上町三	7月2日					
柴田己幸ちゃん	平瀬	7月5日					
佐藤輝夫ちゃん	下り戸	7月9日					
林里美ちゃん	落見	7月14日					
栗原邦広ちゃん	上町三	7月14日					

ひき裂かれた地蔵杉

八月六日、招かざる客台風十五号が来襲し、各地で大あばれを演じました。

幸いに、人や家畜には被害はありませんでした。

八月六日、招かざる客台風十五号が来襲し、各地で大あばれを演じました。幸いに、人や家畜には被害はありませんでした。

屋根を吹きはぎ、木を倒し、農作物にも多大の被害をあたえるなど、大きな爪あとを残して去りました。

わけても、黒川の地蔵杉は、樹令六百年と推定され、天然記念物にも相当する大杉でしたが台風をまともに受けて枝のつけ根から引き裂かれました。



台風十五号にひき裂かれた地蔵杉(黒川)

瀬の本は三山一望の地

県知事のあいさつから

去る八月二十一日、瀬の本バスセンター竣工式に参列のため来村された熊本県知事寺本広作氏は「知事あいさつ」の中で大要次のとおりお述べました。

昨年、日米知事会議に招かれて、渡米した際、ケネディ、ハイウエイと呼ばれる延々三百キロに及ぶ高速道路を走った。このとき、レストハウ

ようご案内しておいた。大分県は山下の池のレイクサイドホテルにご案内すると言つており、本県としてはどこにご案内しようかと思つていたがきようこのレストハウスを見て、こゝで休憩いたさうと思つてゐる。

近年観光産業と言う言葉が使われ、国をあげて観光開発に力を入れている。

本県でも、他産業の足踏み状態にくらべて、ひとり観光だけが大きく延びている。

来年は天草の架橋も実現するし、さらに飛躍すると思う。

東に九重を、南に祖母傾の連山、西に阿蘇の五岳を望める、三山一望のこの瀬の本高原は、本県の観光地の中でも最も有望視されているものの一つである。

こゝに、市村社長と河津村長の心のふれあいから、観光開発の第一段階としてのこのレストハウスの完成を見たことは誠に意義深いものがある。

瀬の本の発展は南小国村の発展であり、ひいては本県の発展にもつながるものであり、県としても協力を惜しまないつもりである。



山村振興法への期待

山村振興法が生まれ、
政策の谷間として、陽の目を見ることにとほしかつた山村にとつて、誠によるこぼしい限りであります。

もとよりこの法律は、山村振興の態度をきめる基本法的性格のものであり、具体的事業内容は今後の関連立法の成立に待たなければなりません。したがって、この法律の成立によつて、今すぐ私たち山村民の直面する部厚い壁が取り除かれるとは思いませんが、この法律への期待は誠に大きなものがあるようです。

山村振興法が生まれ、政策の谷間として、陽の目を見ることにとほしかつた山村にとつて、誠によるこぼしい限りであります。

昭和三十八年、全国山村の町村長を母体とし、これに関係国會議員二百数十名が参加して、全国山村振興連盟が結成され、政治活動が始められました。

会議につぐ会議の末、昨年の国会に山村振興法案が提案されました。しかし国会の終了で審議未了としてほうり出され、前回の第四十八通常国会で晴れて陽の目を見ることになりました。

この山村振興法は、山村にすむ人達のための産業や生活を良くし、安心して生活できるようにと、いうことを目的とし、次のようなことがうたわれています。

一、道路その他の交通施設、通信施設等の整備を図ることにより山村とその他の地域及び山村内の交通、通信連絡を発達させること。

二、学校、診療所、公民館等の教育、厚生及び文化に関する施設の整備、生活改善、労働条件の改善等を図ることにより住民の福祉を向上させること。

三、農業経営及び林業経営の近代化、観光の開発、農林産物の加工業等の導入、特産物の生産の育成等を図ることにより産業を振興し、あわせて安定的な雇用を増大すること。

四、砂防設備、保安林、地すべり防止施設、その他国土保全施設の整備等をはかることにより、水害、風害、雪害の災害を防止することなど総合的に開発していくことがうたわれています。

これまで、山村に特別の施策が行われてきたということは殆んどなかったように思われます。

と。

一、農業経営及び林業経営の近代化、観光の開発、農林産物の加工業等の導入、特産物の生産の育成等を図ることにより産業を振興し、あわせて安定的な雇用を増大すること。

二、砂防設備、保安林、地すべり防止施設、その他国土保全施設の整備等をはかることにより、水害、風害、雪害の災害を防止することなど総合的に開発していくことがうたわれています。

これまで、山村に特別の施策が行われてきたということは殆んどなかったように思われます。

山村振興法では経済企画庁が中心となつて事業を推進していくことになつていきます。

企画庁には末端の組織がないため、窓口としては農林省があたることになつていきます。

県から出された計画案は農林省をとおして企画庁にわたされ、企画庁ではこの計画案を検討し、関係する官庁と協議、調整して予算を計上します。

たとえば、企画庁で調整された事業計画は、建設省、農林省、厚生省、

文部省などで施行されることとなります。

ではこの法律のできたことによつて、山村はどんな恩恵をうけるかという事ですが(関連法令が整備されるまで詳細にはわかつていませんが)毎年国の責任において山村を調査し、その結果指定した山村に振興計画をつくらしてそれに助勢してゆこうというものです。

労働賃金の協定について

農村の人手不足の問題は、南小国村もその例外ではないようです。

田植時期など農繁期に人を集めることは大変な努力を要する現在です。その上、中原はいくらであつた。

赤馬場はいくらで、満願寺ではいくらであつたなど、その一日の賃金をめぐつていろいろうわさが取りざたされています。

また、どこかの村では労働時間を午前八時から午後五時までとし、残業については一時間百円を増すと協定したように聞かれています。

そこで考えられますことは、村内で労働時間や賃金を協定できないかと言ふことです。

議会の議決できめるとか、農業委員会や、農協が音頭をとつて協定できるならばと思ひます。

このことについて、世論の盛り上りを期しさらに村当局のご意見を承れば幸いです。

（二村民）
◎~~~~~◎
農業労働賃金の協定についての御意見につきまして回答します。

ゆる(父子契約)農業後継者の養成確保、海外移住等に関する情報を提供し農家の就業構造の改善のための啓発指導。

二、意向等の把握
農家世帯員の転職、出稼または、海外移住に関する希望状況ならびに、当該農家の農事経営および生活の状況、季節的な農業労働力の需要または供給の希望状況等を調査し、必要に応じて、リストを作成、整備します。

三、相談、助言または援助等
ア、転職を希望する者に対し、職業安定所の行なう職業相談の予備的なその他の相談。

イ、出稼を希望する者または、出稼留守家族に対し職業安定所の行なう、職業相談の予備的なその他の相談。

ウ、家族協定農業の実施に関する相談。

エ、後継者確保の相談その他農業後継者の養成確保に関する相談。

オ、海外移住を希望する者に対し必要な相談を行なう。

カ、離農者に対し、離農者の財産処分および資金調達に関する助言指導。

キ、季節的な農業労働力の地域間交派を円滑化にするための連絡調整に必要な相談活動を行なう。

ク、農業賃金に関する相談を行なう。

ケ、省力的農業技術の導入に関して、必要な水および農地等の権利関係の調整等に関する相談を行なう。

コ、農業後継者の集団活動の改善に関して必要な相談、助言または援助を行なう。

サ、その他農家の就業構造の改善に関して必要な相談、助言または援助を行なう。

以上の仕事を行いますがお尋ねが賃金の件でありますから、その他のことは省略します。

尚賃金協定等につきましては、当初述べました組織にて、協議を行ない連絡して、協議会の協議結果にもとづく諸対策の実施に努めることになつていきますので、御意見の賃金その他、についても御期待に、そえる、ことになると思ひます。

（一村民）
◎~~~~~◎
農業労働賃金の協定についての御意見につきまして回答します。

労働関係行政機関の機構およびその利用方法、労働市場の動向、社会保障、家族協定農業(いわゆる

労働関係行政機関の機構およびその利用方法、労働市場の動向、社会保障、家族協定農業(いわゆる

 固定資産税
 保 險 税

!!
納税
!!

七月に納入して戴きました固定資産税保険税の納入の状況が別表の通り

まともりましたのでお知らせします。

ましては一名の滞納八〇
%にありましては一名又

は三名の滞納によるもの
 のようですから、一段の
 ご協力を願います。

別表中上段の㊦印は固定資産税、下段の○印は保険税です。

なお参考までに四月から七月までの固定資産税

県村民税、保険税の納入率を調べて見ました。

七月分固定資産税
完納四十五組合、九〇
%十六組合、八〇%四組

合、七〇%三組合、五〇%一組合◎計六十九組合（七〇組合中一組合は固定資産税なし）
七月分保険税

完納四十四組合、九〇%十五組合、八〇%八組合、七〇%三組合◎計七〇組合

○組合

納 税		固 定 資 産 税 税						本 年 度 納 税 期 限 内 納 入 率	納 税		固 定 資 産 税 税						本 年 度 納 税 期 限 内 納 入 率
組 合 名	%	90以上	80以上	70以上	60以上	50以上	入 率	組 合 名	%	90以上	80以上	70以上	60以上	50以上	入 率		
	100						(4月～7月)		100						(4月～7月)		
田 中		☒					90%	田 尻	○	☒					90%		
千光寺		☒					90	平 瀬	☒						90		
竹 熊	☒	○					100	滝 下	☒						100		
新町一	○						100	樋ノ口	☒						100		
上町一	☒	○					100	中湯田		☒	○				90		
上町二	☒						80	湯田下	☒						100		
本町一				☒			80	湯田上	☒						100		
本町二	○	☒	○				90	古 賀	☒						100		
下町一		☒					80	矢田原		☒	○				90		
下町二	☒	○					90	元荒倉		☒		○			80		
赤馬場	☒	○					100	荒倉中	☒						100		
脇 戸	☒	○					100	荒倉上	☒						100		
矢津田上	○						100	動馬喜	☒						100		
矢津田下			☒	○			70	手形野	○			☒			80		
杉田下		☒					90	志津下	☒		○				90		
杉田上			☒	○			80	志津中		☒		○			80		
鬼山上	☒	○					80	志津上		☒	○				80		
森 園	☒	○					100	扇 下		☒	○				90		
黒 原		○		☒			80	扇 上	○	☒					90		
中 村	☒	○					90	立 岩	☒						100		
馬場上	☒	○					100	薊 原	☒						100		
戸 無	☒	○					100	小 原	☒						100		
滝ノ口	☒	○					90	矢ヶ部			☒	○			80		
午房草	☒	○					100	星 和			☒	○			70		
和田上	☒	○					100	吉 原		☒		○			80		
和田下	☒	○					100	小 田	☒						100		
瓜上上	☒	○					100	白川一	☒						100		
瓜上下		☒	○				90	瀬の本	☒						50		
米 山	☒	○					100	黒川一	☒						100		
落 見	☒	○					100	田の原	☒						100		
櫟の本	☒	○					100	高 花	☒			○			90		
米山上	☒	○					100	長 迫	☒		○				90		
松の木	☒	○					90	鬼 淵	☒						100		
地藏原	☒	○					90	陣 内		☒	○				90		
坂の下			○			☒	70	波居原ト	☒						100		

納税組合の税目別（四月～七月）納入率

固定資産税	93%
県村民税	94%
保険税	94%
平均	93%

なお村全体の平均は90%を下まわることになります。

国税調査員および指導員のお知らせ

来る十月一日現在において第十回国勢調査が実施されますが、次に掲げる調査員および指導員が二項並に第九条第二項の

一、調査員および調査区

りみなさんの家を訪れますので調査に充分協力されますようお願いいたします

調査員氏名	調査区番号	調査区の区域名
北里 賢治	(〇)一〇一	滝下、平瀬、城尾野
北里 言生	(〇)二〇一	杉田上、杉田下
大塚 利弘	(〇)三〇一	村宮住宅杉田団地
下城 竜三	(〇)四〇一	矢津田
城戸 文夫	(〇)五〇一	脇戸
秋好 政雄	(〇)六〇一	下町、赤馬場
梅木 弘子	(〇)七〇一	新町の一部 (中学校男子寮)
和田 一介	(〇)八〇一	新町
橋本 栄二	(〇)九〇一	上町の一部
大野木 朝子	(〇)一〇〇一	上町の一部、下町の一部
高瀬 昌弘	(〇)一〇一	本町の一部
杉野 安生	(〇)一二〇一	本町の一部 (中学校第三寮)
梅野 ヒフミ	(〇)一三〇一	森園、陣内、鬼山
武田 信重	(〇)一四〇一	坂下、地藏原、松の木、田尻、轟
河津 洋伸	(〇)一五〇一	中湯田、樋の口
河津 三善	(〇)一六〇一	湯田上、湯田下、古賀
高村 謹治	(〇)一七〇一	和田上、和田下、瓜上の一部

調査員氏名	調査区番号	調査区の区域名
室原 昭博	(〇)一八〇一	瓜上上、瓜上下
宮崎 政雄	(〇)一九〇一	布目、黒原、馬場上、中村、戸無
穴井 義親	(〇)二〇〇一	田中、千光寺、竹の熊
佐藤 土夫	(〇)二一〇一	梅の木堂、滝の口、午房草
下城 親人	(〇)二二〇一	米山、菰田、落見、櫟の本
村上 芳己	(〇)二三〇一	矢田原
村上 芳己	(〇)二四〇一	湯風呂、小波瀬地域
佐藤 昌章	(〇)二五〇一	荒倉上、中、元、手形野、平
井上 昌三	(〇)二六〇一	鬼淵、陣内、波居原下
井野 睦紀	(〇)二七〇一	長迫、高花、堂の草
鎗水 頼隆	(〇)二八〇一	動目木、志賀瀬、志童子
後藤 昭雄	(〇)二九〇一	志津下、志津中の一部
田中 佑一	(〇)三〇〇一	志津上、志津中の一部
佐藤 光美	(〇)三一〇一	扇、黒原
加祥 勝也	(〇)三二〇一	田の原
加祥 勝也	(〇)三三〇一	赤谷全域
鶴田 国男	(〇)三四〇一	大谷山、瀬の本
北里 智治	(〇)三五〇一	黒川上
室原 靖弘	(〇)三六〇一	黒川下
井 くめ一	(〇)三七〇一	白川、下鶴、金山、小田
井 丸雄	(〇)三八〇一	吉原、深久保、米の尾
井 嘉元	(〇)三九〇一	星和、永山、斧陰
井 惟人	(〇)四〇〇一	小原、矢ヶ部、仁連
口野 澄雄	(〇)四一〇一	立岩、下り戸、薊原

1、指導員および担当区域

指導員氏名	指導担当区域名
山田 勝喜	大字中原全調査区
太田 義市	大字万願寺全調査区
佐藤 陽一	大字赤馬場全調査区